

実践躬行

JISSEN KYU-KOU

じっせんきゅうこう【実践躬行】「理論や信条をそのとおりに自分自身で実際に行うこと。」(大辞林より)

突撃!
日本を元気にする
公認会計士へ

Engage in the Public Interest
社会に貢献する公認会計士

No.009 2020年4月1日発行

発行元: 日本公認会計士協会
〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
https://jicpa.or.jp
編集: 日本公認会計士準会委員会 実践躬行チーム

Profile
No.1

大志を抱いて
誠実に未来に
取り組んで下さい。
立花洋介



立花 洋介

たちばな ようすけ

公認会計士 税理士
1977年 3月 九州大学経済学部 卒業
1977年 4月 松下電器産業 入社
1981年 11月 等松・青木監査法人
(現有限責任監査法人トーマツ) 入所
1985年 8月 公認会計士 登録
1985年 9月 立花公認会計士事務所 設立
1985年 10月 税理士 登録
1998年 10月 日本公認会計士協会北部九州会幹事 就任
2004年 3月 九州大学大学院医学系学府医療経営・
管理学専攻修士課程 修了
2015年 10月 税理士法人TACHIBANA
代表社員 就任(～現在に至る)

公認会計士を目指そうと思ったきっかけを教えてください。

実は、大学進学後は一般事業会社に就職していました。自分がサラリーマンとして働く中で、公認会計士を目指そうと思ったきっかけは、親戚の医師の方々が「自由に」「やりがいをもって」働いている姿に憧れたことでした。

高校時代は、理数系科目の成績の方が良かったこともあり、医師に興味がありましたが、私が色弱であったために、当時は進学を断念せざるを得ませんでした。その後は文系を選択し経済学部を卒業し、医師と同様の自由業である資格として、公認会計士を志すこととしたのです。また、公認会計士を志す動機も自由業への憧れだったことから、当初から独立する意志がとても強かったです。

現在の仕事の内容を教えてください。

現在は大きく2つの業務を実施しています。1つ目が医療機関の制度設計です。医療法改正に伴う情報提供・研修会開催の実施や、法人化の相談などを行っています。病院では同族経営が多いのですが、これには良い点もあれば悪い点もあります。会計の側面から見たとき、どうあるべきか、どう判断すべきなのか、是正すべき点に意見することが、医療に係わる公認会計士としての役割であると考えています。

2つ目に、通常の税務・会計業務として会計知識の提供を行っています。一般事業会社並びに病院に対しても、株式会社等の営利組織と、非営利組織の両方に横断的に関与して得た知識は自身の強みになっていると思います。企業監査をやっているおかげで、病院に対しあるべき内部統制や会計システムの形を提供することができるのです。

若いうちから開業し苦労したことは何でしょうか。

3年間の大手監査法人での勤務後、すぐの開業であった為、税務経験無しでのスタートであったことから、非常に苦労しました。開業当初は家内の実家の病院が唯一のクライアントであり、勿論スタッフも少なかったことから、確定申告などの繁忙期は、家内にも手伝ってもらいなどして、なんとか凌いでいた状況でした。

また、大手監査法人が相手にするような大企業と、開業後に係わることとなった中小企業とでの整備状況のギャップにも苦労しました。開業後のクライアントでは、会計帳票の管理状況が悪いところもあり、時にはクライアントと共に徹夜したりして、帳簿や証憑の整備をしたこともありました。ただ、そのような苦労を共にクライアントと分かち合った結果、友好な関係を築くことができました。

公認会計士人生でのターニングポイントを教えてください。

これまでの公認会計士人生でのターニングポイントは3つほどありますが、いずれも法改正を発端とするものです。法改正は実はチャンスなのです。

1つ目は、昭和60年の第一次医療法改正により、一人医師医療法人が設立できるようになったことです。それまでの医療法人は「病院又は医師若しくは歯科医師が常時三人以上勤務する診療所を開設しようとする社団又は財団」であることが要件となっていました。当時の所得税最高税率は80%程度と大変高く、本改正を受けて、税法の観点からも医療法人を積極的に設立すべきだというのが、私の考えでした。しかし、医療法人になると解散時に国に財産を持っている、などといった風評が医師間で共有されていたことから、なかなか法人化が進まな

かったのです。

その後、昭和64年の法改正によって、みなし法人制度が廃止されたことを境に、医療法人化の波が進むこととなりました。私はそれまでに関与していた医療法人の数が多かったこともあり、医師間の紹介のおかげで、その後関与する病院数も増えることになったのです。医療法人設立にかかるパイオニアとして、昭和60年代においては、福岡の案件のおよそ1割に関与することができました。

2つ目は公益法人改革です。公益社団法人及び公益財団法人の認定の仕方が変わったことは、業務の幅を広げました。一般社団法人や歯科医師会を手がけた実績もあります。

3つ目は現在も進行中ではありますが、認定医療法人制度です。平成18年に、取得持分の定めのある社団医療法人から出資持分の定めのない社団医療法人への移行は、医療法人の自主的な判断に任せられました。

平成26年の改正により、当該施策が促進されるよう要件等が追加されたことを受け、TKC全国会医業・会計システム研究会のメンバーとしての寄稿をはじめとする、情報の提供等もしています。

先生が大切にしていること、そしてこれからの公認会計士に大切にしたいことを教えてください。

常に「クライアントに寄り添う気持ち」を大切にしています。これは士業が専門家として、専門的な知識を有しているがゆえ、クライアントとの間で「情報の非対称」が存在するからです。クライアントと同じ土俵に立って物事を考え、誠実に、分かりやすく説明することで、納得してもらえるよう常に心がけています。

医師らの働き方にも通じますが、何かを儲けるため、といった目先の利益にとらわれることなく接することが大切であると考えています。